

特別支援学校における学校運営の改善に生かす学校評価の試み

柴垣 登

(京都市立東総合支援学校)

1 はじめに

平成 19 年 6 月に学校教育法の改正、同年 10 月に同法施行規則が改正され¹、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づいて学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上を図ることを目的として学校評価を行うことが法的に位置づけられた。同時に保護者及び地域住民等の理解を深め、連携及び協力を推進するために評価結果等の情報を積極的に提供するように定められた。

文部科学省が実施した「学校評価等実施状況調査（平成 23 年度間）」の結果では、公立学校では 99.9%の学校が、法令で実施が義務づけられている「自己評価」²を実施し、努力義務である「学校関係者評価」は 93.7%の学校で実施している。現在、公立学校においては、ほとんどの学校で学校評価が行われているが、一方、自己評価や学校関係者評価が教育活動その他の学校運営の組織的・継続的な改善にどの程度効果があったかについては、「大いに効果があった」と答えた学校の割合は、自己評価は 17.8%、学校関係者評価は 10.1%に止まっている。公立の特別支援学校においても、「大いに効果があった」と答えた割合は、自己評価は 19.7%、学校関係者評価は 13.0%となっており³、全体と同じような傾向を示している。

「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価の在り方に関するワーキンググループ」が平成 24 年 3 月に発表した「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）」（以下、「学校評価推進報告」と呼ぶ）においても、現在の学校評価について、学校評価の目標や内容の設定、目標や結果の教職員間での共有、学校関係者評価委員や保護者、地域住民等への情報提供など、実効性の面で改善すべき課題があることを認めている⁴。

特別支援教育の分野では、現在インクルーシブ教育システムの構築が目指され、医療、保健、福祉、労働等との連携の強化や、障害のある子どもの地域での生活基盤形成のため、可能な限り共に学ぶことができる体制の整備、インクルーシブな社会の構築のため、学校において障害者理解を推進することが重要であるとされている⁵。これらの取組を進めていくためには、実効性のある学校評価を行い、学校運営の改善を図っていく必要があるが、特別支援学校における学校評価においても、上記のような課題や問題を抱えており、改善が必要であると考えられる。

本論文では、筆者の前任校である京都市立鳴滝総合支援学校において、教育課程の改善を主とした学校運営の改善を図ることを目的として、平成 24、25 年度に実施した学校評価について、その内容と結果を検討し、特別支援学校における学校運営の改善に生かすための実効性のある学校評価の在り方について考察する。

2 学校評価実施上の課題

(1) 学校評価をめぐる動向

学校評価については、平成 10 年 9 月に出された中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」⁶において、「学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である」との課題意識をもとに、「各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること」が提言された。また、平成 12 年 12 月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」⁷において、「児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を行い、絶えず見直しを行い改善を図ること」が求められ、同じ平成 12 年 12 月の教育改革国民会議報告「－教育を変える 17 の提案－」⁸においては、「学校、特に公立学校は、努力しなくてもそのままになりがちで、内からの改革がしにくい」との課題意識をもとに、「地域で育つ、地域を育てる学校づくりを進める」ことを目的に、「各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる」ことが提言された。

これらの提言を受け、平成 14 年 3 月に「小学校設置基準（文部科学省省令）」⁹等が制定されたことにより、学校の自己評価の実施等が努力義務として初めて規定された。平成 17 年 10 月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」¹⁰では、大綱的な学校評価ガイドラインの策定と、自己評価の実施と結果の公表を全ての学校に義務化することの必要性が指摘された。平成 18 年 3 月には小・中学校、盲聾養護学校の小・中学部を対象とした「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が文部科学省によって策定され、学校評価の目的や方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等が示された。

以後、平成 18 年 12 月に教育基本法の改正、平成 19 年 6 月には学校教育法等が改正され、自己評価の実施と結果の公表の法律上の義務づけ、学校関係者評価の実施と結果の公表の努力義務としての位置づけ、自己評価結果及び学校関係者評価結果の設置者への報告の義務づけ、学校の情報の積極的な提供が規定された。

ガイドラインについては、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の記述を、新たな法令の規定や文部科学省に設置された「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」¹¹での議論を踏まえて全面的に見直すとともに、高等学校を対象に含めた「学校評価ガイドライン〔改訂〕」¹²（以下「20 年ガイドライン」と呼ぶ）が平成 20 年 1 月に作成され、特別支援学校については、その特性を踏まえた学校評価の在り方及びガイドラインの活用に応じた留意点が示された。平成 22 年 7 月には、文部科学省に設置された「学校の第三者評価のガイドラインの策定等に関する調査研究協力者会議」¹³での議論を踏まえて、学校の第三者評価の在り方に関する記述を増加した「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」（以下「22 年ガイドライン」と呼ぶ）として改訂された。

平成 24 年 3 月には、「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価の在り方に

関するワーキンググループ」が「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）」を発表し、学校評価の現状と課題を踏まえた実効性のある学校評価推進のための取組について報告がなされたところである。

(2) 学校評価をめぐる諸課題

以上のような経過をたどり、現在では公立学校のほとんどで実施されている学校評価であるが、その在り方や課題については、これまでからさまざまな検討がなされてきている。

勝野（1993）は、学校評価は単に機械的な「測定（measurement）」にとどまらず、学校の教育課程や諸々の経営条件などについての政治的・倫理的価値判断であり、政策決定（policy - making）過程における道具として機能するものであり、このことが評価の本質的意義であるとしている。福嶋（2010）は、学校評価制度が「どんな価値」を、「どのように」「どの程度強力に」学校に導入し、内面化させるのか、さらに学校評価実践の中でもともと学校にあった既存の価値と新たな価値がどう衝突し、どう強化あるいは変容するのかという、学校評価制度とその下での学校評価実践を通じた「価値内面機能」の展開状況に焦点を当てた分析が求められるとしている。このような考え方に立てば、学校評価においては、学校の諸状況を数値目標等によって測定するだけでなく、学校がもつそれぞれの価値観に基づいて価値的判断を行い学校運営の改善を図ることや、価値観そのものを変容させることが求められているということになる。

「22年ガイドライン」では、学校評価の目的の一つとして「各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること」が挙げられているが、単に目標の達成状況や取組の適切さを測るだけでなく、目標そのものが学校の価値を体現しているかどうかが重要になる。

従来の学校評価研究が問題としてきたのが、民主的で合理的な「あるべき学校経営」のもとで展開されるべき「あるべき学校評価」であり、必ずしも学校の実情にそぐわない「あるべき学校評価」をいかに実施するかが論じられる状況（木岡 2003）では、学校の実情から乖離した形式的な評価になってしまい、学校がもつ価値観に基づいた真に学校運営の改善に資する学校評価にはならない。

「学校評価等実施状況調査（平成 23 年度間）」の結果で、自己評価と学校関係者評価に関して、課題あるいは困難を感じた点を問うた設問の回答で、「評価項目や評価指標の設定」と答えた公立学校の割合がそれぞれ 40.6% と 31.7% で、ともに第 1 位となっていることは、現状の学校評価が学校の実情に応じた評価となっていないことの現れであると考えられる。

学校評価を実効性のあるものにするためには、学校の諸状況を網羅的に評価するのではなく、学校が最も大切にしている目標（価値）に基づいた評価項目の設定や、当面する具体的な課題について、学校が大切にしている価値観に基づいた評価を行うことが可能となる評価指標の設定が必要である。重点目標や評価項目の選定の過程において教職員が十分な討議を行うことで、価値観の明確化と共有が行われ、学校の実情に合致した真に学校運営の改善に視する評価が可能になると考えられる。

また、評価結果が教育活動その他の学校運営の改善につながり、教職員の意欲を高めるとともに、保

護者や地域住民等の学校に対する理解や信頼を促進していくためには、学校評価自体を「評価」という視点も不可欠である（西山 2004）。やらされる評価ではなく、地域性や児童生徒の実態など個々の学校の状況に即して、自校が置かれている状況や子ども達の実態を的確に把握し、改善につなげるという視点からの学校評価の実施が求められている。

（3）特別支援学校における学校評価

特別支援学校における学校評価の実施状況については、国立特別支援教育総合研究所が平成 20 年度に行った「特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究」¹⁴（以下「基礎的研究」と呼ぶ）がある。

この研究は、「20 年ガイドライン」の記述をふまえて都道府県での特別支援学校における学校評価の実施状況や実施内容等の実態について調査し、学校評価における特別支援学校の特性を明らかにすること、調査の結果をもとに特別支援学校における学校評価の進め方、具体的な評価項目、指標等の設定の在り方等について検討し、特別支援学校の運営の改善と発展に寄与する学校評価の在り方を提案することを目的として行われたものである。

基礎的研究では、「20 年ガイドライン」の内容を踏まえて、特別支援学校では学校評価や情報提供の進め方は小中学校等に準じて行うが、障害のある児童生徒を対象とすることから、児童生徒の実態等を踏まえた対応やセンター的機能などの特別支援学校の特性を踏まえて、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などを行うことが重要であるとしている。

大内（2012）は、この調査結果をもとに、特別支援学校における自己評価の課題として、上記のような特別支援学校の特性を盛り込んだ評価が行われているが、その評価の水準は大項目での扱いに留まり、具体的な改善の糸口が見いだせるようなシートになっていないものが多いとしている。また、第三者評価が8割以上の学校で実施されていないことがこの調査から明らかとなっている（平成 20 年 11 月時点）。

「学校評価等実施状況調査（平成 23 年度間）」における、公立特別支援学校における学校評価実施状況等の結果を一覧表にしたものが表 1 である。この結果からは、「目標を共有するための工夫」や「第三者評価の実施」、「第三者評価の実施により効果のあったと感じられた点」などの一部において実施状況の違いが見られるが、公立特別支援学校と公立学校全体の実施状況にそれほど大きな違いは見られない。

表 1 特別支援学校における学校評価の実施状況等

学校評価における目標の設定に関わった者 (複数回答可)	選択肢	管理職		担当教職員		左記以外の教職員		設置者関係者		保護者		地域住民	
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
	特支	876	98.5%	715	80.4%	388	43.6%	38	4.3%	101	11.4%	55	6.2%
	全体	39,526	99.2%	29,579	74.2%	17,630	44.2%	2,498	6.3%	3,697	9.3%	2,815	7.1%
学校評価における目標を共有するための工夫 (複数回答可)	選択肢	目標を育てたい児童・生徒の姿(子ども像)等の具体的にイメージできる形で表した		職員会議等で目標を達成するための具体的な手立てについて話し合う機会を設けた		教職員個人の目標設定の際に学校の目標と関連づけた		その他					
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合				
	特支	625	70.3%	592	66.6%	500	56.2%	40	4.5%				
	全体	33,647	84.4%	31,450	78.9%	23,301	58.5%	784	2.0%				
自己評価の実施(法令上の義務)	選択肢	年度末に1回実施		年度末以外に1回実施		年2回もしくは3回実施		左記以外の時期・回数で実施		計		実施していない	
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
	特支	395	44.4%	231	26.0%	231	26.0%	32	3.6%	889	99.9%	1	0.1%
	全体	13,630	34.2%	6,875	17.2%	17,831	44.7%	1,509	3.8%	39,845	99.9%	55	0.1%
自己評価の実施項目(小項目)として設定した項目の総数	選択肢	1～10項目		11～20項目		21～30項目		31項目以上					
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合				
	特支	158	17.8%	276	31.0%	187	21.0%	268	30.1%				
	全体	5,312	13.3%	13,787	34.6%	8,335	20.9%	12,402	31.1%				
自己評価結果の設置者への報告(法令上の義務)	選択肢	設置者に提出した		設置者に提出していない									
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合								
	特支	889	100.0%	0	0.0%								
	全体	39,588	99.4%	258	0.6%								
自己評価結果の活用方法 (複数回答可)	選択肢	職員会議等で説明を行い結果を共有した		職員会議等で改善の手立てについて話し合う機会を設けた		保護者や地域住民等に直接説明を行い結果を共有した		保護者や地域住民等と改善の手立てについて話し合う機会を設けた		その他			
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合		
	特支	847	95.3%	559	62.9%	402	45.2%	153	17.2%	69	7.8%		
	全体	36,979	92.8%	32,484	81.5%	16,455	41.3%	8,053	20.2%	1,636	4.1%		
学校関係者評価の実施(法令上の努力義務)	選択肢	年度末に1回実施		年度末以外に1回実施		年2回もしくは3回実施		左記以外の時期・回数で実施		計		実施していない	
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
	特支	483	54.3%	167	18.8%	189	21.2%	36	4.0%	875	98.3%	15	1.7%
	全体	19,727	49.4%	5,864	14.7%	9,854	24.7%	1,938	4.9%	37,383	93.7%	2,517	6.3%
学校関係者評価結果の設置者への報告(法令上の義務)	選択肢	設置者に提出した		設置者に提出していない									
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合								
	特支	874	99.9%	1	0.1%								
	全体	37,103	99.3%	280	0.7%								
学校関係者評価結果の活用方法 (複数回答可)	選択肢	職員会議等で説明を行い結果を共有した		職員会議等で改善の手立てについて話し合う機会を設けた		保護者や地域住民等に直接説明を行い結果を共有した		保護者や地域住民等と改善の手立てについて話し合う機会を設けた		その他			
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合		
	特支	819	93.6%	386	44.1%	207	23.7%	69	7.9%	30	3.4%		
	全体	34,513	92.3%	22,968	61.4%	7,216	19.3%	2,591	6.9%	482	1.3%		
第三者評価の実施	選択肢	実施した		実施していない									
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合								
	特支	121	13.6%	769	86.4%								
	全体	1,844	4.6%	38,056	95.4%								
第三者評価の実施により効果のあったと感じられた点 (複数回答可)	選択肢	学校運営の組織的・継続的な改善		保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくり		児童生徒の生活態度の改善		児童生徒の学力の向上		設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置の獲得		その他	
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
	特支	109	90.1%	63	52.1%	18	14.9%	21	17.4%	12	9.9%	2	1.7%
	全体	1,188	64.4%	969	52.5%	725	39.3%	433	23.5%	273	14.8%	16	0.9%

文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成23年度間）」より作成

表2は、同調査のうち学校評価の効果について問うた結果を一覧表にしたものである。こちらの結果も、学校評価の効果の認識について、公立特別支援学校と公立学校全体においてそれほど大きな違いは見られず、「わからない」という回答の比率が特別支援学校の方が全体的に高いという結果が出ている。

表2 学校評価の効果

	選択肢	大いに効果があった		ある程度効果があった		あまり効果はなかった		まったく効果はなかった		わからない	
	学校数等	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
自己評価は児童生徒の学力向上にどの程度効果があったと考えるか	特支	52	5.8%	684	76.9%	43	4.8%	1	0.1%	109	12.3%
	全体	3,110	7.8%	33,375	83.8%	1,688	4.2%	21	0.1%	1,651	4.1%
自己評価は児童生徒の生活態度の改善にどの程度効果があったと考えるか	特支	53	6.0%	710	79.9%	44	4.9%	1	0.1%	81	9.1%
	全体	4,143	10.4%	33,733	84.7%	1,089	2.7%	4	0.0%	876	2.2%
自己評価は教育活動その他の学校運営の組織的・継続的な改善にどの程度効果があったと考えるか	特支	175	19.7%	702	79.0%	6	0.7%	0	0.0%	6	0.7%
	全体	7,078	17.8%	31,980	80.3%	499	1.3%	3	0.0%	285	0.7%
自己評価は保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくりにどの程度効果があったと考えるか	特支	90	10.1%	729	82.0%	38	4.3%	3	0.3%	29	3.3%
	全体	3,998	10.0%	32,133	80.6%	2,395	6.0%	34	0.1%	1,285	3.2%
自己評価は設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置の獲得にどの程度効果があったと考えるか	特支	33	3.7%	506	56.9%	207	23.3%	21	2.4%	122	13.7%
	全体	1,984	5.0%	26,556	66.6%	7,219	18.1%	436	1.1%	3,650	9.2%
学校関係者評価は児童生徒の学力向上にどの程度効果があったと考えるか	特支	36	4.1%	633	72.3%	87	9.9%	6	0.7%	113	12.9%
	全体	1,847	4.9%	28,770	77.0%	3,946	10.6%	53	0.1%	2,767	7.4%
学校関係者評価は児童生徒の生活態度の改善にどの程度効果があったと考えるか	特支	40	4.6%	657	75.1%	77	8.8%	2	0.2%	99	11.3%
	全体	2,777	7.4%	30,670	82.0%	2,203	5.9%	24	0.1%	1,709	4.6%
学校関係者評価は教育活動その他の学校運営の組織的・継続的な改善にどの程度効果があったと考えるか	特支	114	13.0%	728	83.2%	20	2.3%	0	0.0%	13	1.5%
	全体	3,779	10.1%	31,208	83.5%	1,544	4.1%	19	0.1%	833	2.2%
学校関係者評価は保護者、地域住民等からの理解と参画を得た連携協力による学校づくりにどの程度効果があったと考えるか	特支	95	10.9%	683	78.1%	62	7.1%	3	0.3%	32	3.7%
	全体	4,284	11.5%	29,759	79.6%	2,019	5.4%	29	0.1%	1,292	3.5%
学校関係者評価は設置者等による学校評価の結果に基づく支援や条件整備等の改善措置の獲得にどの程度効果があったと考えるか	特支	29	3.3%	495	56.6%	199	22.7%	15	1.7%	137	15.7%
	全体	1,647	4.4%	24,385	65.2%	7,085	19.0%	393	1.1%	3,873	10.4%

文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成23年度間）」より作成

このような結果からは、「学校評価推進報告」で示された、学校評価の目標や内容の設定、目標や結果の教職員間での共有、学校関係者評価委員や保護者、地域住民等への情報提供など、実効性の面で改善すべき課題については、特別支援学校においても他の公立学校と同様の課題があると考えるのが妥当であろう。

特別支援学校における学校評価についてのこれまでの研究（渡邊等2010、大内2012）では、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定についての検討は行われているが、学校が自ら評価したいと考える目標（価値）や課題を明確にした上での学校評価になっているかどうかの検討にまでは至っていない。

それぞれの特別支援学校の状況や子ども達の実態に基づき、学校運営の改善につながる真に実効性のある学校評価を行うためには、学校が持つ価値観に基づいて「何を」「何のために」評価するのかを明確にし、「どのように」行うかを問題にして、その在り方を検討していく必要がある。そのためには、それぞれの学校が行う学校評価の目的や内容に応じて、その実施方法を工夫していくことが必要である。

「基礎的研究」の調査結果では、管理職としての学校評価への取組自体を評価項目に設定している学校は2割に満たず、学校評価の活用方策とそのためのシステム構築を学校評価の項目に設定している学校は2割程度であるなど、学校評価そのものや学校マネジメントへの評価自体を項目に設定している学校は少ないという結果が出ている。

以上のような状況から、特別支援学校における学校評価の内容や方法が、自校の価値を体現した目標に基づいた評価となっているのかどうか、学校評価の結果が実際に学校運営の改善に生かされるとともに、学校の価値そのものの変容にまで至るものになっているのかどうかについて検討することが必要である。その上で、実効性のある学校評価とするための内容や方法について試行し検証することを通して、適切な学校評価の内容や方法を明らかにしていくことが必要である。

3. 京都市立鳴滝総合支援学校における学校評価の取組

(1) 京都市立鳴滝総合支援学校の状況

京都市立鳴滝総合支援学校は、昭和 52 年 4 月に、隣接する国立療養所宇多野病院に長期入院・療養する進行性筋ジストロフィー症（以下「筋ジス」と呼ぶ）の児童生徒を対象とする病弱養護学校として開校して以来、同病院に入院する小・中・高等部の児童生徒の教育を行ってきた。

平成 16 年 4 月から高等部に職業学科（生活産業科）を設置し、知的障害のある生徒に対して企業就労を目指した教育を行っている。さらに、平成 22 年 4 月からは病気により京都市内の病院に入院・療養している小学校・中学校段階の児童生徒を対象とした訪問教育を実施し、平成 25 年 4 月からは、京都市立病院内に分教室を設置している。平成 25 年 5 月現在の児童生徒数は、小学部 1 名、高等部普通科 5 名、高等部生活産業科 70 名、訪問 1 名（中学部 1 名）、分教室 2 名（小学部 1 名、中学部 1 名）の計 79 名となっている。このうち、小学部、高等部普通科合わせて 6 名が筋ジス及び類似疾患の児童生徒である。児童生徒数が一番多かった昭和 62 年頃には 40 名以上の児童生徒が在籍していたが、その後は減少を続け、ここ 10 年ほどは 10 名以下の在籍となっている。

小中学部・高等部普通科と高等部生活産業科では児童生徒の障害の状態や特性が異なり、教育課程や高等部卒業後の社会参加や自立の姿も異なるが、一人ひとりの児童生徒の願いの実現のために、日々の学習指導や生徒指導はもちろん、キャリア教育に重点を置いて取組を進めてきた。その結果、高等部生活産業科卒業生全員の企業就職を達成するとともに、大学進学や就労など高等部普通科卒業生一人ひとりの願いを実現してきた。

このような取組を行う中で、高等部生活産業科の入学定員の増加、社会全体の雇用状況が厳しい中で卒業生全員の企業就職の実現、本人や保護者をはじめとする社会全体の本校への期待の増大、高等部普通科卒業生の進路の多様化など、本校が対応しなければならない課題も多くなってきた。

学校評価についても、これらの課題に対応するための具体的な方策を検討していく上で必要な資料を収集するために、どのような内容、方法で行うのかが大きな課題となっていた。

(2) 平成 23 年度以前の学校評価の実施状況と課題

鳴滝総合支援学校では、平成 23 年度まで児童生徒、保護者、教職員を対象としてアンケート方式での学校評価を実施してきた。個別の包括支援プラン、キャリアプランに基づいた教育活動、人権教育、学習環境整備、進路指導、センター機能、学校運営などの内容について、児童生徒、保護者、教職員それぞれが「良くてきている」「大体できてきている」「あまりできていない」「できていない」という 4 段階

で評価を行い、そのアンケート結果を集約し、その結果を比較検討することによって、目標の達成状況や課題を明らかにしてきた。また、その結果について学校評議員や、平成 23 年度からは学校運営協議会の理事会の場で報告し、意見や助言を受け、取組の充実や課題の改善に生かしてきた。

このようなアンケート方式による学校評価結果は、取組の充実や課題の改善において一定の役割を果たしてきたが、明確な評価基準のないアンケートによる 4 段階評価は、ともすれば主観的なものになりやすく、年度ごとの児童生徒、保護者、教職員の意識や関心によって結果が左右される傾向があり、評価結果を継続して分析し、長期的な視点から課題の把握や改善を図ることが難しいという状況があった。また、評価項目毎の達成度についての結果の分析が主となり、目標や評価項目そのものの適否、実施内容や方法、結果が改善に役立っているのかどうかを評価するものとはなっていなかった。

学校としても、それまでの学校評価の内容や方法、結果について、以上のような限界を感じており、改善の必要性を感じていたところ、平成 23 年度末の学校運営協議会理事会において、客観的な評価による目標の達成状況や課題の把握と、それに基づく目標設定や具体的な取組を行っていくことの必要性を指摘された。

(3) 平成 24 年度の取組

平成 24 年度の学校評価においては、データに基づいた客観的な評価を行うことによって課題を明確にし、具体的な対応策を策定することを目標に、以下のような考え方に基づいて行うこととした。

- ① 平成 23 年度以前の就職や進学、離職の状況、職場実習の実施回数、課外学習の取組、交流や共同学習の実施状況、訪問教育の状況、出席状況、保健室の利用状況などのデータを数値としてまとめる。
- ② ①のデータをもとに、本校の学校教育目標である「社会との関わりの中で、自ら学び、はたしながら生活する力を持った児童生徒の育成」の達成状況について、学校運営協議会委員と連携・協力して評価する。
- ③ ②の評価結果を、保護者に提示し、意見を聞く。
- ④ 児童生徒自身が学びの主体者としての意識と自覚を高め、日々の成長と発達の姿を本人・保護者・支援者が「共有」できるようにするために児童生徒の「学校評価」への参加の場を設定する。
- ⑤ 評価結果はホームページや学校だよりでタイムリーに公表し、学校からの情報発信、よりよい学校づくりの具体的な行動につなげていく。

結果、高等部生活産業科卒業生の就職や離職の状況、高等部普通科卒業生の進路状況、職場実習や課外学習の取組の経年変化などがデータとして明確になることで、そのデータをもとにした課題の明確化や対応策の検討ができるようになり、教職員間での課題の共有と対応策の検討、学校運営協議会委員、保護者からの改善に向けた具体的な意見を得ることができた。

平成 25 年度に向けて改善を図っていく必要があるとされた課題は以下の通りであり、専門教科の履修方法の見直しに向けた検討や、個別の包括支援プラン・キャリアプラン¹⁵の様式の見直しに向けた取組など、早いものは 24 年度中から改善のための取組を始めた。

- ・ 現在の社会情勢や雇用状況の中で、就労に向けて生徒が身につける必要がある力の中身（働くことを含めて、社会生活を送っていく上で必要となるコミュニケーション力などの「社会人基礎力（人間力）」等）の明確化が必要である。
- ・ 現在の専門教科の履修方法の見直しや共通教科の内容の見直しなど、教育課程の改善を図ることが必要である。
- ・ 「個別の包括支援プラン」「キャリアプラン」の様式の見直しが必要である（就労先や関係機関への適切な引継のための資料としても）。
- ・ 保健室への来室の理由や欠席理由に関連して、スクールカウンセラーの活用や、生徒が自らを見つめなおすための支援が必要である（障害特性や生育歴、生活実態などをふまえた、全校的な体制での支援の必要性）。
- ・ 自閉症及びその傾向のある生徒への適切な対応が必要である。

（4）平成 25 年度の実組

平成 25 年度は、平成 24 年度の学校評価の結果、次年度に向けて改善を図っていく必要があるとされた内容の中の「社会人基礎力（人間力）」の中身を明確化して指導内容や方法の改善を図ることや、「個別の包括支援プラン」「キャリアプラン」の様式の改善、教育課程の改善を図ることなどを目標として、必要な資料の収集と結果の分析に基づいて学校評価を行うこととした。

①学校評価の方法

卒業生が就労している企業や事業所及び卒業生の保護者に対して、本校卒業生の働き方や実際の生活の様子についてアンケートを実施し、その結果をもとに学校運営協議会委員や在校生の保護者からの意見を求めた。また、児童生徒本人に対して、日々の学習や学校生活の様子、卒業後の進路や生活についての教職員や保護者との関わりの状況についてアンケートを実施した。

企業・事業所に対するアンケートでは、仕事の状況や職場での人間関係・コミュニケーションの状況、将来の夢や目標の有無等に関する内容で実施した¹⁶。

卒業生の保護者に対するアンケートでは、家庭や社会での日々の生活の様子やコミュニケーションの状況等に関する内容で実施した¹⁷。

児童生徒に対するアンケートは、経年での変化を把握するため、平成 23、24 年度と同じ項目で実施した¹⁸。

②アンケートの結果と学校運営協議会委員、保護者からの意見

企業・事業所に対するアンケートの結果からは、職場の同僚や上司との仕事での報告や相談、休憩時間等の会話などのコミュニケーションの課題、仕事や生活上の目標や将来の夢がはっきりしていないという課題があることなどが明らかとなった（柴垣 2014）。

卒業生の保護者に対するアンケートの結果からは、自分の考えを伝えたり、相手の気持ちを考えて話したりするなどのコミュニケーションの課題、自分が利用できる福祉の制度やサービスについての知識が不十分である課題、給料の使い方の課題などが明らかとなった。

企業・事業所及び卒業生の保護者に対するアンケートの結果に対して、在校生の保護者からは、障害特性や環境要因を踏まえた上でのコミュニケーション能力の向上に向けた学校・家庭双方での取組の必要性や、具体的な取組内容、アンケート結果から明らかとなった課題について親子一緒に参加できる学習会などを開催し、学校・保護者・本人が共に取組を進めていけばどうかという提言などが出された。また、同結果に対して教職員からは、コミュニケーションの課題への対応や、仕事をする上での工夫や仲間と協力する力を育てるために、キャリアプランの改善や指導内容の整理、具体的な指導の進め方についての具体的な方策の提言が出された。

児童生徒に対するアンケートの結果からは、あいさつや言葉づかいなどのコミュニケーションに関わる課題、卒業後の進路や生活について親や教職員等いろいろな人と話し合ったりしたかという進路に関わる課題が明らかとなった。

年度末の学校運営協議会では、企業・事業所及び卒業生の保護者に対するアンケート結果、同結果に対する在校生の保護者や教職員からの意見や提言、児童生徒に対するアンケート結果をもとに、今後の方針として、①生徒自身の学習の振り返りを大切にして、生徒が目標を明確にして学習に取り組めるようにしていくこと、②学校が行っている様々な取組について、学習会など保護者に説明する場を設定し、保護者との情報の共有を十分に行っていくこと、③教職員・保護者の意識と生徒の意識とのギャップを埋めていくために、生徒一人ひとりについて対話する機会を増やしていくことなどを通して、教職員・保護者と生徒双方の意識改革を図っていくことが必要であるとの意見が出された。

最後に、学校評価の結果いろいろな課題が出てきているが、高等部生活産業科生徒の企業就職の実現、サテライト施設の活用や指導書の作成などメンテナンส์学習の取組の充実、地域の福祉施設と連携した介護・福祉の学習の発展など、ここ数年学校の取組が大きく進んでいることも学校評価の結果明らかとなっており、今後も成果と課題を明確にして取組を進めて行くこと、学校運営協議会としても引き続きバックアップしていくことが必要との意見が出された。

4. 考察

平成 24、25 年度に、鳴滝総合支援学校で実施した学校評価の取組¹⁹において成果があったと考えられることは以下の通りである。

- ① 各種のデータを収集することや企業・事業所、卒業生の保護者へのアンケートを実施した結果、本校の卒業生の卒業後の実際の様子が明らかとなり、教育課程や「個別の包括支援プラン」「キャリアプラン」の改善など課題が明確になった。
- ② 課題が明確になることで、改善のための対応策を具体的に策定し取組を進めることができるようになった。また、そのことが次の学校評価の目標や内容の設定につながり、継続した一貫性のある学校評価の取組が行えるようになった。
- ③ 個々の教職員が個別に感じていた課題が、データの裏付けのある明確なものになったことで、教育課程や「個別の包括支援プラン」「キャリアプラン」の改善などの必要性や方向性を共通理解することができ、学校全体の取組として行われるようになった。

先に見た、学校評価を行う上での課題である、学校評価の目標や内容の設定、目標や結果の教職員間での共有、学校関係者評価委員や保護者、地域住民等への情報提供などの実効性の課題の面から、これらの成果について検討することによって、今後の学校評価の在り方について次のことがいえると考ええる。

まず一つは、データの収集やアンケートを実施するにあたり、教職員にその目的、内容、方法を明示することによって、学校評価において何を、何のために、どのように評価するのかを共通理解することである。児童生徒、保護者、教職員を対象とした毎年同じような内容でのアンケート方式による学校評価では、ともすれば形式的なものになってしまっているものが、その年ごとに目的、内容、方法を明確にして学校評価を実施することにより、学校運営の改善に生きる学校評価となるといえる。

次には、学校評価の結果を共有し、教職員間で改善策の共通理解が図られることにより、学校全体として統一した取組が行われるようになることである。漠然とした主観的な評価による結果では、教職員それぞれの理解に差が生じ、結果を改善にどう生かすかもそれぞれで異なったものとなってしまう、実際の取組に差が生じることになる。データが明示され、共通理解がなされることによって、学校全体で統一した取組を行うことが可能になるといえる。

さらに、保護者や学校運営協議会委員に対して、学校の状況を客観的なデータに基づいて示すことによって、学校運営の改善に向けた具体的な提案や助言を受けることができるようになるということである。目的、内容、方法を明確にして行った学校評価の結果を示すことにより、保護者や学校運営協議会委員と成果と課題を共有することが可能となり、具体的な意見交換や連携した取組が可能になるといえる。

一方で、このような形での学校評価の実施は、担当者の負担が重くなることや、担当者の異動等によって継続した取組が困難になることが考えられる。平成 24、25 年度の学校評価は教頭が中心となって行ったが、担当者の負担の軽減や評価の一貫性・継続性を担保していくためには、校内に学校評価を担当する分掌を設置し複数の教職員で担当することや、学校運営協議会の中に学校評価委員会等の学校評価を企画・推進する専門委員会を設置することなどが考えられる。いずれにしても、学校組織の中に適切に位置づけて、学校総体として取り組んでいくことが必要である。

鳴滝総合支援学校が、平成 24、25 年度に行った学校評価によって明らかとなった課題のほとんどは、それまで学校として、あるいは教職員のレベルでは感じられており、教職員間での日常会話のレベルでは話題となっていた内容である。その意味で、このような目的、内容、方法で学校評価を行ったことの最大の効果は、それまで教職員個々の暗黙知として認識されていたことが、評価の結果から、成果や課題が学校全体の形式知として教職員や保護者、学校関係者の間で共通認識されたことである。このように暗黙知が形式知に転換されたことにより、児童生徒が主体的に自己の将来を考えることを促す取組(鳴滝総合 2014) や、専門教科・科目の充実による教育課程の改善等が実施されるとともに、教育委員会による学習施設・設備の充実や京都市立病院内への分教室の設置等²⁰が行われるなど学校運営の具体的な改善につながった。

これらは、鳴滝総合支援学校における学校評価が、卒業生の状況や学習の実施状況等を、様々なデータに基づいて評価することによって、教職員の共通理解と意識の統一を図り、教育課程や指導・支援の具体的な改善策を策定するということを明確にして行ったことが、勝野のいう政策決定過程における道

具、あるいは福島という価値内面機能として機能したことを示唆していると考えられる。その意味で、学校評価が効果をあげるためには、学校評価の持つこのような機能を理解し、自校の状況や課題をふまえて何を明らかにするのかという意図を明確にして行うことが必要であるといえる。

5. まとめ

鳴滝総合支援学校では、平成 24 年度から ICF の視点を取り入れたキャリア教育の実践に取り組んでいるが、これは、学校評価の目標や内容、実施方法を変えていくことと並行して、行っているものである。つまり、学校評価による課題の明確化があってからそのような取組を始めたのではなく、暗黙知のレベルでの課題認識に基づいて、ICF の視点を取り入れた取組を始めつつ、その取組が適切であるのかどうかを評価し、さらに取組を発展・充実させていくための客観的な資料の収集や課題の把握のために学校評価そのものの改善を図ったのである。

特別支援学校における学校評価についても、他の校種における学校評価と同じように様々な課題があると考えられるが、個々の特別支援学校が自校の状況や子ども達の実態に基づいて実施内容や方法を工夫して評価を行い、今後その事例を共有していくことで特別支援学校における学校評価の充実を図っていく必要がある。

「学校評価推進報告」では、学校評価の実効性を高めるための国の取組として、好事例の収集や、学校評価の実施に伴う負担を軽減するための手法や学校運営改善モデル等に関する研究を重点的に行い、その成果を普及するとしている。特別支援学校においても、事例の蓄積や情報の共有が必要であり、個々の学校が横並びではなく、学校評価を真に自校の学校運営の改善に生かすという考え方に基づいた内容や方法で実施していくことが必要であり、学校毎に内容や方法を工夫した取組を行っていくことが求められている。

< 引用文献 >

- 福島尚子（2010）「“ 価値内面化機能 ” の視点から見た地方における学校評価制度の分析」『日本教育行政学会年報』No.36、123-140 頁
- 勝野正章（1993）「学校評価論の予備的考察」『東京大学教育行政学研究室紀要』第 13 号、37 - 49 頁
- 木岡一明（2003）「学校評価の基本問題 - これまでの反省とこれからの学校評価」『これからの学校と組織マネジメント』教育開発研究所、8-16 頁
- 文部科学省（2010）「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」
- 西山薫（2004）「都道府県の『学校評価』モデルの検討 - 実施ガイドラインの事例分析と長野県の特質 - 」『清泉女学院短期大学研究紀要』第 23 号、1-13 頁
- 大内進（2011）「特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する実際的研究」、国立特別支援教育総合研究所
- 大内進（2012）「特別支援学校の特性に配慮した学校評価の実践と課題」『国立特別支援教育総合研究所紀要』第 39 巻、3-25 頁

鳴滝総合支援学校（2014）「社会と関わり豊かに生活するためのキャリア教育の推進 ～ICFの視点を
用いたキャリア教育の実践～」平成25年度研究紀要

柴垣登（2014）「知的障害高等部職業学科における教育課程の改善を進める上での課題 ～『卒業生の
職場及び家庭での状況について』アンケート調査結果をふまえて～」、『キャリア発達支援研究』第
1号、ジアース教育新社、118-123頁

渡邊健治・半澤嘉博・渡辺和弘・田中謙・中嶋学・山本真祐子・鶴田菜穂子・添田和久・中村理恵・丸
井曜子（2010）「特別支援学校における学校評価について －東京都立特別支援学校における学校
評価を中心に－」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系Ⅰ』61（1）、423-438頁

¹ 学校評価に関する関連法令は、以下の通りである。

教育基本法

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※ これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校にそれぞれ準用される。

学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※ これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校にそれぞれ準用される。

² 「自己評価」とは、各学校の教職員が行う評価をいう。同じく「学校関係者評価」とは、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価をいい、「第三者評価」とは、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価をいう。

文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323515_2.pdf(2014.11.23)

³ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成23年度間）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1329301.htm(2014.11.23)

⁴ 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価の在り方に関するワーキンググループ「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/05111601/1318815.htm(2014.11.23)

⁵ 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」、2012
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm(2014.11.23)

⁶ 1) 教育行政における国、都道府県及び市町村の役割分担の在り方、2) 教育委員会制度の在り方、3) 学校の自主性・自律性の確立、4) 地域コミュニティの育成と地域振興に教育委員会の果たすべき役割、5) 学校以外の教育機関の運営の在り方など、地方教育行政制度各般にわたり見直しを行うことを目的に審議を行い、平成10年4月に中間報告、同10年9月に答申を出している。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309671.htm(2014.11.23)

- ⁷ 「生きる力」を育成するというねらいの実現のため、今後の児童生徒の学習の評価の在り方、学習指導要領に示す目標・内容の達成状況の評価の在り方、教育課程の実施状況等から見た学校の自己点検・自己評価の在り方について審議を行い、目標に準拠した評価及び個人内評価の重視や、指導と評価の一体化、評価方法の工夫改善、指導要録の取扱いなどについて答申した。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20001204001/t20001204001.html(2014.11.23)
- ⁸ 平成 12 年 3 月、小渕恵三内閣のもとで発足した、内閣総理大臣の私的諮問機関である教育改革国民会議による提案。同年 12 月に森喜朗内閣総理大臣に最終報告として提案された。「人間性豊かな日本人を育成する」、「新しい時代に新しい学校づくりを」などの内容からなる。
 中間報告：<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>(2014.11.23)
- ⁹ 平成 19 年 12 月に改正された現行の「小学校設置基準」では削除されているが、平成 14 年に制定された当初は、第 2 条に「小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。」と規定されていた。
- ¹⁰ 変革、混迷、国際競争の時代における義務教育の在り方について審議を行い、「学校力」と「教師力」という学校の教育力を強化することによって、子ども達の「人間力」を豊かに育てることを目標に、国による目標設定と基盤整備、市町村・学校の権限拡大、国による結果の検証を行うことなどを提言した。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1212703.htm(2014.11.23)
- ¹¹ 平成 18 年 7 月に文部科学省初等中等教育局に設置され、平成 19 年 8 月に「学校評価の在り方と今後の推進方策について（第 1 次報告）」を答申した。
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/08/07082907/001.htm(2014.11.23)
- ¹² 文部科学省では、学校・地方自治体の参考に資するため、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等を示した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を平成 18 年に策定している。
 その後、平成 19 年 6 月の学校教育法等の改正を受け平成 20 年に改訂が行われ、同 22 年には学校の第三者評価に係る内容の追加を主とする改訂が行われている。
 「学校評価ガイドライン〔平成 20 年改訂〕」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm(2014.11.23)
- ¹³ 平成 21 年 4 月に文部科学省初等中等教育局に設置され、平成 22 年 3 月に「学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項等について（報告）」を答申した。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/059/toushin/1292428.htm(2014.11.23)
- ¹⁴ 大内進他「特別支援学校の特性を踏まえた学校評価の在り方に関する基礎的研究」、国立特別支援教育総合研究所、2009
<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/5213/seika2.pdf>(2014.11.23)
- ¹⁵ 鳴滝総合支援学校では、個別の教育支援計画のことを「個別の包括支援プラン」「キャリアプラン」と呼んでいる。隣接する宇多野病院に入院する筋ジストロフィーの生徒には、障害の実態や進路の多様性から京都市の総合支援学校全体で定めている様式に則った「個別の包括支援プラン」を作成し、高等部職業学科の生徒に対しては、卒業後は企業就職し、働きながら生活するという目標に則って、「個別の包括支援プラン」の様式を一部変更した「キャリアプラン」を作成している。
- ¹⁶ アンケートの項目は全部で 18 項目。項目の設定は、菊池による「キャリア発達段階・内容表（試案）」のうち「高等部において育てたい力」に挙げられている項目を参考にして設定した。平成 25 年 8 月～10 月にかけて郵送法にて実施した。回答率は 69.2%（アンケート送付数 52 のうち 36 から回答があった）。
 菊池一文(2010)「知的障害教育におけるキャリア教育の在り方に関する研究」、国立特別支援教育総合研究所
- ¹⁷ アンケートの項目は全部で 21 項目。項目の設定は、井上による「特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の研究」のうち「軽度の生徒に必要性の高い指導内容」に挙げられている項目を参考にして設定した。平成 25 年 8 月～10 月にかけて郵送法にて実施した。回答率は 71.8%（アンケート送付数 71 のうち 51 から回答があった）。
 井上昌士(2012)「特別支援学校（知的障害）高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程の研究」、国立特別支援教育総合研究所
- ¹⁸ 「学習について」6 項目、「生活について」4 項目、「将来に向けて」3 項目の合計 13 項目で実施した。平成 26 年 1 月～2 月にかけて校内で実施し、回答率は 73.3%（対象数 75 のうち 55 から回答があった）。
- ¹⁹ 平成 24 年、25 年度の学校評価結果の詳細については、京都市立鳴滝総合支援学校のホームページの「過去の記事」の中の各年度のページに掲載されている。
<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=400404>(2014.11.23)
- ²⁰ 学校からの要望を踏まえ、京都市教育委員会によって平成 24 年度より学校外の施設として京都市中京区に「壬生サテライト学習施設」が開設された。平成 25 年度には、専門教科であるビル・メンテナンスの学習を充実させるために、ホテルの室内を模した実習室を設置し、ベッドメイキング等の学習が行えるようになった。
<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=400404&date=20140331&no=10>(2015.01.14)
 また、京都市立病院へは平成 22 年度から病院訪問という形で本校から教員が出向いて入院児童生徒の指導を行っていたが、対象となる児童生徒数の増加に伴い、京都市教育委員会によって平成 25 年度より病院内に分教室が設置され、入院児童生徒の指導が充実することとなった。
<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=400404&date=20140331&no=13>(2015.01.14)